

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年1月19日
【計算期間】	第12期中（自 2023年4月21日 至 2023年10月20日）
【ファンド名】	DWS グローバル公益債券ファンド DC Aコース（為替ヘッジあり） DWS グローバル公益債券ファンド DC Bコース（為替ヘッジなし）
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	砂田 光
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【電話番号】	03(5156)5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

(1) 【投資状況】

DWS グローバル公益債券ファンド D C Aコース（為替ヘッジあり）

(2023年11月30日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	11,878,986	99.31
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		82,844	0.69
合計(純資産総額)		11,961,830	100.00

DWS グローバル公益債券ファンド D C Bコース（為替ヘッジなし）

(2023年11月30日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	16,939,444	100.14
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		24,065	0.14
合計(純資産総額)		16,915,379	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）DWS グローバル公益債券マザーファンド

(2023年11月30日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
特殊債券	メキシコ	384,980,433	0.48
	イタリア	425,299,115	0.53
	フランス	1,063,442,448	1.33
	オランダ	1,111,923,509	1.39
	フィンランド	351,286,188	0.44
	アイルランド	339,237,138	0.42
	スウェーデン	715,717,029	0.90
	デンマーク	2,045,683,284	2.56
	スロバキア	254,051,677	0.32
	アラブ首長国連邦	742,126,985	0.93
小計		7,433,747,806	9.30

社債券	アメリカ	45,407,070,311	56.83
	カナダ	2,595,126,889	3.25
	ドイツ	888,705,545	1.11
	イタリア	1,649,473,366	2.06
	フランス	1,781,103,530	2.23
	オランダ	8,570,529,473	10.73
	スペイン	2,224,928,751	2.78
	ベルギー	352,721,043	0.44
	ルクセンブルグ	278,990,533	0.35
	フィンランド	738,162,235	0.92
	ポルトガル	422,571,534	0.53
	イギリス	1,093,845,155	1.37
	スウェーデン	812,739,504	1.02
	チェコ	633,636,032	0.79
	オーストラリア	1,251,835,207	1.57
小計		68,701,439,108	85.99
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		3,761,030,211	4.71
合計(純資産総額)		79,896,217,125	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

DWS グローバル公益債券ファンド D C A コース（為替ヘッジあり）

計算期間末または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2計算期間末 (2014年 4月21日)	42	42	1.0380	1.0380
第3計算期間末 (2015年 4月20日)	50	50	1.0982	1.0982
第4計算期間末 (2016年 4月20日)	48	48	1.0673	1.0673
第5計算期間末 (2017年 4月20日)	46	46	1.0986	1.0986
第6計算期間末 (2018年 4月20日)	56	56	1.0965	1.0965
第7計算期間末 (2019年 4月22日)	45	45	1.1086	1.1086
第8計算期間末 (2020年 4月20日)	40	40	1.1484	1.1484
第9計算期間末 (2021年 4月20日)	10	10	1.2113	1.2113
第10計算期間末 (2022年 4月20日)	9	9	1.0808	1.0808
第11計算期間末 (2023年 4月20日)	13	13	1.0051	1.0051
2022年11月末日	9		0.9939	
12月末日	9		0.9951	
2023年 1月末日	10		1.0200	
2月末日	10		0.9921	
3月末日	11		1.0042	
4月末日	10		1.0070	
5月末日	10		0.9848	
6月末日	10		0.9786	
7月末日	10		0.9807	
8月末日	10		0.9718	
9月末日	10		0.9495	
10月末日	10		0.9314	
11月末日	11		0.9720	

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2計算期間末 (2014年 4月21日)	6	6	1.3879	1.3879
第3計算期間末 (2015年 4月20日)	13	13	1.5905	1.5905
第4計算期間末 (2016年 4月20日)	14	14	1.4463	1.4463
第5計算期間末 (2017年 4月20日)	20	20	1.4694	1.4694
第6計算期間末 (2018年 4月20日)	19	19	1.5270	1.5270
第7計算期間末 (2019年 4月22日)	13	13	1.5891	1.5891
第8計算期間末 (2020年 4月20日)	13	13	1.5998	1.5998
第9計算期間末 (2021年 4月20日)	7	7	1.7500	1.7500
第10計算期間末 (2022年 4月20日)	16	16	1.8258	1.8258
第11計算期間末 (2023年 4月20日)	16	16	1.8356	1.8356
2022年11月末日	16		1.8048	
12月末日	15		1.7430	
2023年 1月末日	16		1.7764	
2月末日	16		1.8012	
3月末日	16		1.8080	
4月末日	16		1.8352	
5月末日	16		1.8751	
6月末日	17		1.9498	
7月末日	18		1.9200	
8月末日	18		1.9759	
9月末日	18		1.9619	
10月末日	18		1.9357	
11月末日	16		2.0198	

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

【分配の推移】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

		1口当たりの分配金（円）
第2計算期間	2013年 4月23日～2014年 4月21日	0.0000
第3計算期間	2014年 4月22日～2015年 4月20日	0.0000
第4計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	0.0000
第5計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	0.0000
第6計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	0.0000
第7計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	0.0000
第8計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	0.0000
第9計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	0.0000
第10計算期間	2021年 4月21日～2022年 4月20日	0.0000
第11計算期間	2022年 4月21日～2023年 4月20日	0.0000

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

		1口当たりの分配金（円）
第2計算期間	2013年 4月23日～2014年 4月21日	0.0000
第3計算期間	2014年 4月22日～2015年 4月20日	0.0000
第4計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	0.0000
第5計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	0.0000

第6計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	0.0000
第7計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	0.0000
第8計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	0.0000
第9計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	0.0000
第10計算期間	2021年 4月21日～2022年 4月20日	0.0000
第11計算期間	2022年 4月21日～2023年 4月20日	0.0000

【収益率の推移】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

		収益率(%)
第2計算期間	2013年 4月23日～2014年 4月21日	0.4
第3計算期間	2014年 4月22日～2015年 4月20日	5.8
第4計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	2.8
第5計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	2.9
第6計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	0.2
第7計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	1.1
第8計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	3.6
第9計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	5.5
第10計算期間	2021年 4月21日～2022年 4月20日	10.8
第11計算期間	2022年 4月21日～2023年 4月20日	7.0
第12中間計算期間	2023年 4月21日～2023年10月20日	7.7

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

		収益率(%)
第2計算期間	2013年 4月23日～2014年 4月21日	7.1
第3計算期間	2014年 4月22日～2015年 4月20日	14.6
第4計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	9.1
第5計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	1.6
第6計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	3.9
第7計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	4.1
第8計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	0.7
第9計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	9.4
第10計算期間	2021年 4月21日～2022年 4月20日	4.3
第11計算期間	2022年 4月21日～2023年 4月20日	0.5
第12中間計算期間	2023年 4月21日～2023年10月20日	5.1

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

2 【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

		設定口数(口)	解約口数(口)
第2計算期間	2013年 4月23日～2014年 4月21日	9,465,831	7,565,886
第3計算期間	2014年 4月22日～2015年 4月20日	5,853,584	948,821
第4計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	5,161,849	5,354,417
第5計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	3,383,251	6,481,331
第6計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	11,096,890	2,549,510
第7計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	1,693,492	11,516,177

第8計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	3,729,027	9,365,333
第9計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	8,006,056	35,367,196
第10計算期間	2021年 4月21日～2022年 4月20日	3,675,759	2,849,201
第11計算期間	2022年 4月21日～2023年 4月20日	4,520,534	224,355
第12中間計算期間	2023年 4月21日～2023年10月20日	1,300,032	3,592,967

DWS グローバル公益債券ファンド D C B コース（為替ヘッジなし）

		設定口数(口)	解約口数(口)
第2計算期間	2013年 4月23日～2014年 4月21日	3,323,681	1,043,689
第3計算期間	2014年 4月22日～2015年 4月20日	6,777,962	2,721,655
第4計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	2,760,085	1,699,345
第5計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	6,455,888	1,966,446
第6計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	2,618,964	4,340,362
第7計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	2,738,944	6,712,410
第8計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	1,198,867	1,558,139
第9計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	1,393,558	5,012,261
第10計算期間	2021年 4月21日～2022年 4月20日	4,810,971	386,756
第11計算期間	2022年 4月21日～2023年 4月20日	3,380,454	3,405,571
第12中間計算期間	2023年 4月21日～2023年10月20日	656,941	51,033

3 【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期中間計算期間（2023年4月21日から2023年10月20日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【DWS グローバル公益債券ファンド D C A コース（為替ヘッジあり）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第11期計算期間 (2023年4月20日現在)	第12期中間計算期間 (2023年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	14,050,932	10,684,570
派生商品評価勘定	220	6,619
流動資産合計	14,051,152	10,691,189
資産合計	14,051,152	10,691,189
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	469,358	173,676
未払解約金	-	99,190
未払受託者報酬	2,284	2,399
未払委託者報酬	54,578	57,356
その他未払費用	5,114	5,384
流動負債合計	531,334	338,005
負債合計	531,334	338,005
純資産の部		
元本等		
元本	13,450,558	11,157,623
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（）	69,260	804,439
（分配準備積立金）	1,176,421	865,979
元本等合計	13,519,818	10,353,184
純資産合計	13,519,818	10,353,184
負債純資産合計	14,051,152	10,691,189

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第11期中間計算期間 (自 2022年 4月21日 至 2022年10月20日)	第12期中間計算期間 (自 2023年 4月21日 至 2023年10月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	49,606	625,255
為替差損益	1,207,033	1,394,277
営業収益合計	<u>1,157,427</u>	<u>769,022</u>
営業費用		
受託者報酬	2,100	2,399
委託者報酬	50,301	57,356
その他費用	10,646	11,324
営業費用合計	<u>63,047</u>	<u>71,079</u>
営業損失()	1,220,474	840,101
経常損失()	1,220,474	840,101
中間純損失()	1,220,474	840,101
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	2,656	2,704
期首剩余金又は期首次損金()	739,809	69,260
剩余金増加額又は欠損金減少額	15,163	-
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	15,163	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	15,933	30,894
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	15,933	18,311
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	12,583
分配金	-	-
中間剩余金又は中間欠損金()	478,779	804,439

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第11期計算期間 (2023年4月20日現在)	第12期中間計算期間 (2023年10月20日現在)
1.受益権の総数	13,450,558口	11,157,623口
2.元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	804,439円
3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0051円 (10,051円)	0.9279円 (9,279円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第11期中間計算期間 (自 2022年 4月21日 至 2022年10月20日)	第12期中間計算期間 (自 2023年 4月21日 至 2023年10月20日)
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するため必要とする費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.2%以内の額	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第11期計算期間 (2023年4月20日現在)	第12期中間計算期間 (2023年10月20日現在)
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額 자체がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	第11期計算期間(2023年4月20日現在)		
		契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
		うち 1年超(円)		

市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 イギリスポンド	22,299	-	22,519	220
	売建 アメリカドル	9,539,095	-	9,859,940	320,845
	ユーロ	2,920,357	-	3,028,693	108,336
	イギリスポンド	984,534	-	1,024,711	40,177
	合計	13,466,285	-	13,935,863	469,138

区分	種類	第12期中間計算期間(2023年10月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル	736,949	-	742,830	5,881
	ユーロ	136,063	-	136,801	738
	イギリスポンド	19,192	-	19,153	39
	売建 アメリカドル	7,705,781	-	7,843,821	138,040
	ユーロ	2,877,315	-	2,907,535	30,220
	イギリスポンド	793,814	-	799,191	5,377
	合計	12,269,114	-	12,449,331	167,057

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	第11期計算期間 (2023年4月20日現在)	第12期中間計算期間 (2023年10月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	9,154,379	13,450,558
期中追加設定元本額	4,520,534	1,300,032
期中一部解約元本額	224,355	3,592,967

【DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第11期計算期間 (2023年4月20日現在)	第12期中間計算期間 (2023年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	16,489,069	18,598,854
流動資産合計	<u>16,489,069</u>	<u>18,598,854</u>
資産合計	16,489,069	18,598,854
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	99,320
未払受託者報酬	3,597	3,920
未払委託者報酬	86,206	94,045
その他未払費用	8,109	8,854
流動負債合計	<u>97,912</u>	<u>206,139</u>
負債合計	97,912	206,139
純資産の部		
元本等		
元本	8,929,529	9,535,437
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（）	7,461,628	8,857,278
（分配準備積立金）	<u>1,353,493</u>	<u>1,346,288</u>
元本等合計	<u>16,391,157</u>	<u>18,392,715</u>
純資産合計	16,391,157	18,392,715
負債純資産合計	16,489,069	18,598,854

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第11期中間計算期間 (自 2022年 4月21日 至 2022年10月20日)	第12期中間計算期間 (自 2023年 4月21日 至 2023年10月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	158,004	953,492
営業収益合計	<u>158,004</u>	<u>953,492</u>
営業費用		
受託者報酬	3,674	3,920
委託者報酬	88,282	94,045
その他費用	8,303	8,854
営業費用合計	<u>100,259</u>	<u>106,819</u>
営業利益	57,745	846,673
経常利益	57,745	846,673
中間純利益	57,745	846,673
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	51,013	5,386
期首剩余金又は期首次損金()	7,395,162	7,461,628
剩余金増加額又は欠損金減少額	1,726,800	597,264
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	1,726,800	597,264
剩余金減少額又は欠損金増加額	2,139,824	42,901
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	2,139,824	42,901
分配金	-	-
中間剩余金又は中間欠損金()	<u>7,090,896</u>	<u>8,857,278</u>

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第11期計算期間 (2023年4月20日現在)	第12期中間計算期間 (2023年10月20日現在)
1. 受益権の総数	8,929,529口	9,535,437口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8356円 (18,356円)	1.9289円 (19,289円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第11期中間計算期間 (自 2022年 4月21日 至 2022年10月20日)	第12期中間計算期間 (自 2023年 4月21日 至 2023年10月20日)
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するため必要とする費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.2%以内の額	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第11期計算期間 (2023年4月20日現在)	第12期中間計算期間 (2023年10月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第11期計算期間 (2023年4月20日現在)	第12期中間計算期間 (2023年10月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	8,954,646	8,929,529
期中追加設定元本額	3,380,454	656,941
期中一部解約元本額	3,405,571	51,033

(参考情報)

当ファンドは「DWS グローバル公益債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、当ファンドの中間計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS グローバル公益債券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2023年4月20日現在)	(2023年10月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	3,139,715,436	1,542,418,951
コール・ローン	510,633,105	79,739,463
特殊債券	6,423,029,438	7,206,048,570
社債券	62,099,681,594	67,183,051,639
派生商品評価勘定	3,129,300	296,884,060
未収入金	-	35,524,773
未収利息	795,743,010	936,086,394
前払費用	11,732,924	23,932,211
差入委託証拠金	1,033,702,405	1,209,053,976
流動資産合計	74,017,367,212	78,512,740,037
資産合計	74,017,367,212	78,512,740,037
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	120,256,761	1,127,593
未払金	953,495,514	-
未払利息	1,398	218
流動負債合計	1,073,753,673	1,127,811
負債合計	1,073,753,673	1,127,811
純資産の部		
元本等		
元本	31,974,615,474	32,562,967,053
剰余金		
剰余金又は欠損金()	40,968,998,065	45,948,645,173
元本等合計	72,943,613,539	78,511,612,226
純資産合計	72,943,613,539	78,511,612,226
負債純資産合計	74,017,367,212	78,512,740,037

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日ににおいて知りうる直近の最終相場)で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引については、個別法に基づき、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いております。</p> <p>(2)為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年4月20日現在)	(2023年10月20日現在)
1.受益権の総数	31,974,615,474口	32,562,967,053口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.2813円 (22,813円)	2.4111円 (24,111円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年4月20日現在)	(2023年10月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(2023年4月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル	197,327,356	-	197,439,614	112,258
	合計	197,327,356	-	197,439,614	112,258

区分	種類	(2023年10月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	545,272,052	-	546,399,645	1,127,593
	合計	545,272,052	-	546,399,645	1,127,593

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(債券関連)

区分	種類	(2023年4月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 売建	5,483,420,264	-	5,600,659,983	117,239,719
	合計	5,483,420,264	-	5,600,659,983	117,239,719

区分	種類	(2023年10月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 売建	5,887,091,943	-	5,590,207,883	296,884,060
	合計	5,887,091,943	-	5,590,207,883	296,884,060

(注1)時価の算定方法

- 1.先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2.先物取引の評価においては、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	(2023年4月20日現在)	(2023年10月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
1.元本の推移		
期首元本額	36,170,178,600	31,974,615,474
期中追加設定元本額	6,188,395,554	5,747,894,622
期中一部解約元本額	10,383,958,680	5,159,543,043
期末元本額	31,974,615,474	32,562,967,053
2.元本の内訳		
DWSグローバル公益債券ファンド (毎月分配型)Aコース(為替ヘッジあり)	19,010,650,064	16,246,100,261
DWSグローバル公益債券ファンド (毎月分配型)Bコース(為替ヘッジなし)	8,856,169,935	11,952,938,980
DWSグローバル公益債券ファンドDC Aコース (為替ヘッジあり)	6,159,178	4,431,409
DWSグローバル公益債券ファンドDC Bコース (為替ヘッジなし)	7,227,927	7,713,846
DWSグローバル公益債券ファンド (年1回決算型)Cコース(為替ヘッジあり)	2,650,584,163	2,545,444,799
DWSグローバル公益債券ファンド (年1回決算型)Dコース(為替ヘッジなし)	871,451,933	1,316,624,546
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2014-07 A(為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	183,990,802	157,439,967
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2017-07 A(為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	388,381,472	332,273,245

4 【委託会社等の概況】

(1) 【資本金の額】

資本金の額

3,078百万円（2023年11月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（2023年11月末現在）

発行済株式総数

61,560株（2023年11月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 【事業の内容及び営業の状況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2023年11月末現在、委託会社の運用するファンドは77本、純資産総額は454,766百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	64本	208,583百万円
私募	単位型	株式投資信託	2本	1,217百万円
	追加型	株式投資信託	11本	244,966百万円
合計			77本	454,766百万円

(3) 【その他】

訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2022年 3月31日)	当事業年度 (2023年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	1	3,371,358
前払費用		18,394
未収委託者報酬		427,359
未収運用受託報酬		2,287
未収収益	1	1,531,970
未収還付消費税等		-
立替金		26,739
流動資産計		5,378,109
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券		11,983
敷金		21,583
供託金		10,000
預託金		1,000
投資その他の資産合計		44,566
固定資産合計		44,566
資産合計		5,422,676
		5,576,409

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	222,998	208,117
未払手数料	210,087	167,040
その他未払金	44,542	75,172
未払費用	1 912,661	1 952,266
未払消費税	21,934	-
未払法人税等	112,092	42,657
賞与引当金	137,893	125,974
為替予約	6,528	5,990
流動負債合計	<hr/> 1,668,738	<hr/> 1,577,221
固定負債		
退職給付引当金	478,548	501,274
長期未払費用	39,780	30,470
賞与引当金	30,758	24,395
繰延税金負債	786	700
固定負債合計	<hr/> 549,874	<hr/> 556,840
負債合計	<hr/> 2,218,613	<hr/> 2,134,061
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	<hr/> 1,830,000	<hr/> 1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,705,718	1,467,239
利益剰余金合計	<hr/> 1,705,718	<hr/> 1,467,239
株主資本合計	<hr/> 3,202,281	<hr/> 3,440,760
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,781	1,587
評価・換算差額等合計	<hr/> 1,781	<hr/> 1,587
純資産合計	<hr/> 3,204,063	<hr/> 3,442,347
負債純資産合計	<hr/> 5,422,676	<hr/> 5,576,409

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,379,928	2,794,467
運用受託報酬	9,576	431
その他営業収益	1 2,429,431	3,000,872
営業収益合計	5,818,936	5,795,771
営業費用		
支払手数料	1,687,978	1,367,077
広告宣伝費	26,180	25,065
調査費	58,191	78,183
委託調査費	321,214	314,845
情報機器関連費	130,965	151,062
委託計算費	209,188	210,558
通信費	6,377	7,649
印刷費	10,612	17,028
協会費	11,751	10,737
諸会費	412	784
諸経費	34,266	22,734
営業費用合計	2,497,140	2,205,727
一般管理費		
役員報酬	48,341	48,382
給料・手当	1,120,505	1,145,187
賞与	377,792	341,781
交際費	1,057	3,704
寄付金	2,348	1,624
旅費交通費	1,428	19,066
租税公課	49,727	48,005
不動産賃借料	279,256	297,790
退職給付費用	87,842	98,792
福利厚生費	287,794	292,675
業務委託費	1 841,726	1 899,466
退職金	8,194	-
諸経費	95,537	90,821
一般管理費合計	3,201,551	3,287,299
営業利益	120,244	302,744
営業外収益		
雑収益	5,161	4,055
営業外収益合計	5,161	4,055
営業外費用		
為替差損	7,023	44,650
有価証券売却損	-	5
その他	388	1,682
営業外費用合計	7,412	46,338
経常利益	117,993	260,461
特別利益		

過年度収益分配精算金	1 , 2	350,719	3	141,735
特別利益合計		350,719		141,735
特別損失				
割増退職金		-		82,075
過年度収益分配精算金		-	4	14,980
特別損失合計		-		97,055
税引前当期純利益		468,712		305,141
法人税、住民税及び事業税		79,768		66,662
法人税等合計		79,768		66,662
当期純利益		388,944		238,478

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位:千円)

	株主資本				株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他利益剰余金		
		資本準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,078,000	1,830,000	2,094,662		2,813,337	
当期変動額						
剩余金の配当	-	-	-	-	-	
当期純利益	-	-	388,944	388,944		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	388,944	388,944		
当期末残高	3,078,000	1,830,000	1,705,718		3,202,281	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,006	1,006	2,814,343
当期変動額			
剩余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	388,944
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	775	775	775
当期変動額合計	775	775	775
当期末残高	1,781	1,781	3,204,063

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位:千円)

	株主資本				株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他利益剰余金		
		資本準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,078,000	1,830,000	1,705,718		3,202,281	
当期変動額						
剩余金の配当	-	-	-	-	-	
当期純利益	-	-	238,478	238,478		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	238,478	238,478		
当期末残高	3,078,000	1,830,000	1,467,239		3,440,760	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,781	1,781	3,204,063
当期変動額			
剩余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	238,478
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	194	194	194
当期変動額合計	194	194	238,283
当期末残高	1,587	1,587	3,442,347

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

当社は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
預金	969,222 千円	2,401,501 千円
未収収益	1,499,029 千円	41,252 千円
未払費用	98,481 千円	72,952 千円

(損益計算書関係)

1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
業務委託費	166,762 千円	216,818 千円
その他営業収益	2,398,011 千円	- 千円
特別利益	350,719 千円	- 千円

2 過年度収益分配精算金

前事業年度において、当社が海外グループ会社へ不動産調査サービスを提供してきたオルタナティブ調査部に係る費用を各社に請求することで合意しました。当事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、一括で支払いを受けており、特別利益として過年度収益分配精算金350,719千円を計上しております。

3 過年度収益分配精算金

当事業年度において、当社が海外グループ会社に提供してきた業務部と企画部に係る海外ファンドサービス関連費用を各社に請求することで合意しました。当事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、特別利益として過年度収益分配精算金141,735千円を計上しております。

4 過年度収益分配精算金

当事業年度において、当社が海外グループ会社より受領した運用受託に係る報酬を払い戻すことで合意しました。当事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、特別損失として過年度収益分配精算金14,980千円を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、以下のとおりであります。

前事業年度（2022年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,371,358	3,371,358	-
(2)未収委託者報酬	427,359	427,359	-
(3)未収運用受託報酬	2,287	2,287	-
(4)未収収益	1,531,970	1,531,970	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	11,983	11,983	-
資産計	5,344,960	5,344,960	-
(1)未払手数料	210,087	210,087	-
(2)その他未払金	44,542	44,542	-
(3)未払費用	912,661	912,661	-
負債計	1,167,291	1,167,291	-
デリバティブ取引 (* 1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,528)	(6,528)	-
デリバティブ取引計	(6,528)	(6,528)	-

(* 1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価：	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：	観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前会計期間末（2022年3月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	-	6,528	-	6,528
負債計	-	6,528	-	6,528

(* 1) 2019年7月4日公表の企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項に従い経過措置を適用し、その他有価証券11,983千円は上記の表に含めておりません。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,371,358	-	-
未収委託者報酬	427,359	-	-
未収運用受託報酬	2,287	-	-
未収収益	1,531,970	-	-
投資有価証券			
その他有価証券	-	664	-
合計	5,332,976	664	-

(注) 債還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2023年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	10,712	10,712	-
資産計	10,712	10,712	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(5,990)	(5,990)	-
デリバティブ取引計	(5,990)	(5,990)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*2) 預金、未収委託者報酬、未収収益、預り金、未払手数料、その他の未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価：	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：	観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当会計期間末（2023年3月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	10,712	-	10,712
資産計	-	10,712	-	10,712
デリバティブ取引				
通貨関連	-	5,990	-	5,990
負債計	-	5,990	-	5,990

(注) 1 . 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

(注) 2 . 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,268,198	-	-
未収委託者報酬	356,135	-	-
未収収益	1,834,232	-	-
投資有価証券			
その他有価証券	-	487	-
合計	5,458,567	487	-

(注) 儻還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	9,415	11,983	2,568
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		9,415	11,983	2,568

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	9,589	7,289	2,300
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,123	1,135	12
合計		10,712	8,424	2,287

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	994	-	5

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度 (2022年3月31日)

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によってあります。) (単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超		
				時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	69,631	-	1,488	1,488
	米ドル	100,545	-	5,099	5,099
	買建				
	米ドル	78,887	-	60	60
	合計	249,065	-	6,528	6,528

当事業年度 (2023年3月31日)

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によってあります。) (単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超		
				時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	1,015,574	-	6,650	6,650
	買建				
	ユーロ	105,202	-	660	660
	合計	1,120,776	-	5,990	5,990

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	419,553	473,690
勤務費用	47,528	52,488
利息費用	3,529	3,985
数理計算上の差異の発生額	8,445	3,063
退職給付の支払額	43,075	32,623
転籍者調整額	37,709	-
退職給付債務の期末残高	473,690	494,477

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	473,690	494,477
未積立退職給付債務	473,690	494,477
未認識数理計算上の差異	4,857	6,796
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	478,548	501,274
退職給付引当金	478,548	501,274
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	478,548	501,274

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	47,528	52,488
利息費用	3,529	3,985
数理計算上の差異の費用処理額	7,026	1,124
確定給付制度に係る退職給付費用	44,031	55,349

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.90%	1.38%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度43,379千円、当事業年度 43,443千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)	
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	753,869	692,738
未払費用	279,456	291,584
退職給付引当金	146,531	153,490
減価償却超過額	13,932	77,292
その他	118,840	60,257
賞与引当金	42,223	46,043
その他未払金	13,638	23,017
長期未払費用	21,599	9,329
未払事業税	12,810	8,932
繰延税金資産小計	1,402,903	1,362,685
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	753,869	692,738
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	649,034	669,946
評価性引当額小計	1,402,903	1,362,685
繰延税金資産合計	-	-
 繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	786	700
繰延税金負債合計	786	700
 繰延税金資産（負債）の純額	786	700

(注) 1. 評価性引当額が40,218千円減少しております。この減少は主に当期の見込みの課税所得に対して充当される繰越欠損金に対する評価性引当額を取り崩したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2022年3月31日）

	(単位:千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	-	-	753,869	753,869
評価性引当額	-	-	-	-	-	753,869	753,869
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2023年3月31日）

	(単位:千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	-	-	692,738	692,738
評価性引当額	-	-	-	-	-	692,738	692,738
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)	(単位：%)
	30.6	30.6	
法定実効税率			
(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	0.4	
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.8	3.1	
評価性引当金	14.9	14.7	
その他	0.5	2.4	
税効果会計適用後の法人税の負担率	17.0	21.8	

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	ドイツ	その他	合計
3,412,106	1,148,559	640,569	617,700	5,818,936

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,062,452	投資運用業

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
2,829,394	1,076,607	783,279	660,257	446,231	5,795,771

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,042,080	投資運用業
DWS Investment S.A.	783,279	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,290,039 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	#1 IT. 管理部門サービス	138,703	*2 預金 未払費用	969,222 72,200
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	#1 IT. 管理部門サービス	30,345	未払費用	28,272

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,223,021 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	#1 IT. 管理部門サービス	130,335	*2 預金 未収収益	2,401,501 41,252
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	#1 IT. 管理部門サービス	88,482	未払費用	72,052

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

*2 当座預金口座を開設しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,798 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	#2 IT、管理部門サービス	622,255	未払費用	526,928
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	#1 その他営業収益	1,062,453	未収収益	523,087
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	#2 IT、管理部門サービス #1 その他営業収益 #3 委託料収費	106,937 30,702 4,351	未払費用 未収収益	33,743 3,303
同一の親会社を持つ会社	DWS Grundbesitz Gmbh	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	#1 その他営業収益 #4 特別利益	125,143 108,830	未収収益	170,606
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment Gmbh	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	#2 IT、管理部門サービス #3 委託料収費 #1 その他営業収益	50,899 257,435 90,934	未払費用 未収収益	4,495 66,815
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.a.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス #1 その他営業収益	11,843 378,284	未払費用 未収収益	4,520 217,584
同一の親会社を持つ会社	DWS International Gmbh	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	#3 委託料収費 #2 IT、管理部門サービス #1 その他営業収益	31,827 28,908 294,817	未払費用 未収収益	24,985 125,873
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	107,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス #1 その他営業収益	3,401 179,005	未払費用 未収収益	1,667 55,867
同一の親会社を持つ会社	DBI Advisors LLC	米国 ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	#1 その他営業収益	55,405	未収収益	28,703
同一の親会社を持つ会社	DWS Alternatives GmbH	ドイツ フランクフルト	5,200 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	#1 その他営業収益 #4 特別利益	129,873 117,994	未収収益	178,220
同一の親会社を持つ会社	DWS Beteiligungs GmbH	ドイツ フランクフルト	100,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス	35,628	未払費用	27,094
同一の親会社を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	イギリス ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス	23,787	未払費用	16,266
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール シンガポール	98,700 千シンガポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス #1 その他営業収益 #4 特別利益	38,931 11,288 16,215	未収収益	48,437
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Australia Limited	オーストラリア シドニー	2,400 千豪ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス	-13,881	未収収益	14,654
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	98,481 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス	30,611	未払費用	5,760
同一の親会社を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス #1 その他営業収益 #4 特別利益	-18,432 41,603 109,689	未収収益	34,567
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港 香港	238,600 千香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス	109,083	未払費用 未収収益	83,600 30,330

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は収益	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都千代田区	43,798 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	#3 IT、管理部門サービス	428,548	未払費用	404,675
同一の親会社を持つ会社	REEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	#1 その他営業収益 #5 特別利益	1,042,080 34,554	未収収益	800,834
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	#1 その他営業収益 #3 IT、管理部門サービス #3 委託調査費 #5 特別利益	9,598 128,207 3,783 1,308	未払費用	64,450
同一の親会社を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	#1 その他営業収益	264,701	未収収益	39,174
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	#1 その他営業収益 #2 IT、管理部門サービス #3 委託調査費 #5 特別利益	40,478 73,082 249,354 5,208	未収収益 未払費用	21,324 134,166
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	#1 その他営業収益 #2 IT、管理部門サービス #5 特別利益	783,279 13,029 65,041	未収収益 未払費用	519,740 15,304
同一の親会社を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	#1 その他営業収益 #2 IT、管理部門サービス #3 委託調査費 #5 特別利益	220,401 15,453 34,127 11,253	未収収益	88,040
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	82,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	#1 その他営業収益 #2 IT、管理部門サービス #5 特別利益	371,793 797 23,895	未収収益	300,826
同一の親会社を持つ会社	DBI Advisors LLC	米国 ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	#1 その他営業収益 #5 特別利益	24,930 413	未払費用	18,450
同一の親会社を持つ会社	DWS Alternatives GmbH	ドイツ フランクフルト	5,200 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	#1 その他営業収益	134,676	未収収益	40,796
同一の親会社を持つ会社	DWS Beteiligungs GmbH	ドイツ フランクフルト	100,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス	20,332	未収収益	8,140
同一の親会社を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	イギリス ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス	55,883	未払費用	39,052
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール シンガポール	98,700 千シンガポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	#1 その他営業収益 #2 IT、管理部門サービス	30,603 81,693	未収収益 未払費用	41,822 28,487
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Australia Limited	オーストラリア シドニー	2,400 千豪ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス	10,420	未収収益	28,240
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	96,481 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス	5,572	未払費用	11,878
同一の親会社を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受	#1 その他営業収益 #2 IT、管理部門サービス	43,835 12,743	未収収益 未払費用	60,283
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港 香港	238,800 千香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス	134,455	未収収益 未払費用	48,083 127,131
同一の親会社を持つ会社	DWS Alternatives Global Limited	イギリス ロンドン	104,007 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス #6 特別損失	808 14,980	未払費用	1,175
同一の親会社を持つ会社	DWS Global Business Services Inc.	フィリピン タギッグ	70 百万フィリピンペソ	投資運用業	なし	サービスの授受	#2 IT、管理部門サービス	51,901	未払費用	43,583

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 1 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- * 2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- * 3 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- * 4 当該会社とのサービス契約に基づき、提供した不動産調査サービスで発生した過年度分の利益として特別利益の計上を行っております。
- * 5 当該会社とのサービス契約に基づき、提供した海外ファンドサービスより発生した過年度分の利益として特別利益の計上を行っております。
- * 6 当該会社とのサービス契約に基づき、受領した報酬のうち、過年度分の払い戻しについて特別損失の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft	フランクフルト証券取引所に上場
DB Beteiligungs-Holding GmbH	ニューヨーク証券取引所に上場
DWS Group GmbH & Co. KGaA	フランクフルト証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	52,047.81 円	55,918.57 円
1株当たり当期純利益または純損失()	6,318.13 円	3,873.92 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益または純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益または純損失金額()(千円)	388,944	238,478
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益または純損失金額()(千円)	388,944	238,478
期中平均株式数(株)	61,560	61,560

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末

(2023年9月30日)

資産の部

流動資産

預金	3,640,803
前払費用	11,626
未収消費税等	30,020
未収委託者報酬	405,210
未収収益	2,162,713
立替金	31,881
為替予約	912
流動資産計	6,283,169

固定資産

投資その他の資産	45,270
固定資産計	45,270
資産合計	6,328,439

負債の部

流動負債

預り金	63,995
未払金	350,950
未払手数料	180,187
その他未払金	170,762
未払費用	1,245,427
未払法人税等	160,388
賞与引当金	348,200
流動負債計	2,168,962

固定負債

長期未払費用	13,925
退職給付引当金	487,204
賞与引当金	46,347
繰延税金負債	1,023
固定負債計	548,501
負債合計	2,717,464

純資産の部

株主資本

資本金	3,078,000
資本剰余金	
資本準備金	1,830,000

資本剰余金計	1,830,000
--------	-----------

利益剰余金	
その他利益剰余金	1,299,344

繰越利益剰余金	1,299,344
---------	-----------

利益剰余金計	1,299,344
--------	-----------

株主資本計	3,608,655
--------------	------------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	2,319
--------------	-------

評価・換算差額等合計	2,319
-------------------	--------------

純資産合計

純資産合計	3,610,974
--------------	------------------

負債・純資産合計

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,500,778
運用受託報酬	121
その他営業収益	1,808,155
営業収益計	3,309,054
営業費用	
支払手数料	700,164
その他営業費用	492,241
営業費用計	1,192,406
一般管理費	
	1,665,318
営業利益	
	451,330
営業外収益	
	7,291
営業外費用	
1	30,981
経常利益	
	427,639
特別損失	
2	119,927
税引前中間純利益	
	307,712
法人税、住民税及び事業税	
	139,817
法人税等合計	
	139,817
中間純利益	
	167,894

注記事項

重要な会計方針

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしてあります。
4. 収益の計上基準	当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。 契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。 また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（未適用の会計基準等）

- 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）

(1) 概要

事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益（又は評価・換算差額等）に区分して計上することが定めされました。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1 営業外費用の主要項目 為替差損	30,684千円
2 特別損失の主要項目 割増退職金	119,927千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間末(2023年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	11,771	11,771	-
資産計	11,771	11,771	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	912	912	-
デリバティブ取引計	912	912	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*2) 預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品
当中間会計期間末（2023年9月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	11,771	-	11,771
資産計	-	11,771	-	11,771
デリバティブ取引				
通貨関連	-	912	-	912
負債計	-	912	-	912

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（2023年9月30日）

その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	11,639	8,289	3,350
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	132	138	6
合計		11,771	8,427	3,343

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（2023年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によってあります。） (単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ 買建 ユーロ	1,867,334 635,553	- -	2,030 2,943
合計		2,502,888	-	912
				912

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	ドイツ	ルクセンブルク	その他	合計
1,508,808	623,993	469,130	453,713	253,407	3,309,054

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	611,417	投資運用業
DWS Investment S.A.	453,713	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間末 (2023年9月30日)
1株当たり純資産額	58,657円81銭
1株当たり中間純利益	2,727円33銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益または純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益(千円)	167,894
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	167,894
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 賢二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月1日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 賢二
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWSグローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）の2023年4月21日から2023年10月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DWSグローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）の2023年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年4月21日から2023年10月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示について投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でな

い場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWSグローバル公益債券ファンドDCBコース（為替ヘッジなし）の2023年4月21日から2023年10月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DWSグローバル公益債券ファンドDCBコース（為替ヘッジなし）の2023年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年4月21日から2023年10月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示について投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でな

い場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。